

議案第 5 2 号

田川市庁舎整備基金条例の制定について

上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和元年 9 月 2 日

田川市長 二 場 公 人

理 由

本案は、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 1 条第 1 項の規定に基づき、本市の庁舎整備に要する経費に充てるための基金を設置するに当たり、新たに条例を制定するもので、同法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求めるものである。

## 田川市庁舎整備基金条例

### (設置)

第1条 田川市庁舎の整備に要する経費に充てるため、田川市庁舎整備基金（以下「基金」という。）を設置する。

### (積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算の定める額とする。

### (管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

### (運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

### (繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

### (処分)

第6条 市長は、次に掲げる場合に限り、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金の全部又は一部を処分することができる。

- (1) 田川市庁舎の整備に要する経費の財源に充てるとき。
- (2) 田川市庁舎の整備に要する経費に充当した市債の償還の財源に充てるとき。

### (委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。